

第602回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日時：令和8年3月23日(月) 14:00～14:12

場所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、武田委員、松村委員、村松委員

○横山委員長　それでは、ただいまから「第602回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取り扱いにつきまして、事務局より御説明を、よろしく申し上げます。

○田上総務課長　本会合は、オンラインでの開催としております。

第2部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　ただいま御説明がありましたように、「第2部」につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、今お話のあったとおりにさせていただきます。

それでは、まず議題の1「電力広域的運営推進機関の2026年度予算及び事業計画の認可、業務規程及び送配電等業務指針の変更認可について」に関しまして、事務局から御説明を、よろしく申し上げます。

○黒田NW事業監視課長　それでは、まず資料3-1を御覧ください。「電力広域的運営推進機関の2026年度予算及び事業計画の認可について」でございます。

(趣旨)でございますけれども、電力広域的運営推進機関から、令和8年3月6日付けで経済産業大臣宛てに、2026年度予算及び事業計画の認可申請があり、同月13日付けで経済産業大臣から、電力・ガス取引監視等委員会に対して意見の求めがあったところ、当該認可申請に係る委員会の回答について御審議をいただきたいというものでございます。

2. の「申請の概要」でございます。2026年度、広域機関の予算の総額は912億円ござ

いまして、2025年度予算と比較して282億円の増加となっております。この主な増加要因としましては、非化石証書売却収入などの預かり納付金等の繰入、これが+284億円でございます。また、制度対応のために広域機関システムや容量市場システムの機能改良・機能追加等が31億円の増加でございます。一方で、非化石証書の売却などに係る消費税等納付額の租税公課は17億円、借入金等の返済に伴う支払利息は25億円の減少となっているということございまして、会費収入については、33億円増加して159億円となっているということでございます。

また、予算総則における債務を負担する行為については、システム開発費等に係る経費などの複数年度にわたって契約等を締結する予定のもの、計115億円となっております。

2026年度の事業計画については、供給計画の細分化による詳細な需要想定や需給バランス強化の実施、第3次広域系統長期方針の策定に向けた検討、広域系統整備計画のコスト検証等に関するガイドラインの評価・検証などについて記載がされております。

次に3.の「審査方法及び審査結果」でございますが、こちらは、2026年度予算及び事業計画について、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」に基づき、事務局において審査を行っております。

この結果を別紙に載せておりまして、横になっていて恐縮でございますが、①から⑥、こちらで審査を行っております。

まず、予算について、財務会計省令に基づき、「予算総則」、「収入支出予算」、「予備費」が適正に計上されていることを確認しました。

また、予算にあつては、「広域機関システムの改良費用」、「老朽化機器の取替費用」など、業務を適正かつ確実に実施するために必要な費用が適正に計上されていることを確認しました。

それから、人件費については、事業計画を踏まえて適切な人員計画が立てられていることを確認しました。

その他費用についても、審査要領等の考え方と齟齬がないことを確認しております。

また、⑤の事業計画については、国の審議会等において示された方針を踏まえて、諸制度への対応が盛り込まれていることなどを確認しました。

また、調達に当たっては、調達件名ごとに内容を確認し、原則として複数ベンダーからの概算見積取得や過去実績等を基にしつつ、必要な費用が計上されているといったことを確認しております。

1 ページ目に戻っていただきまして、4. の「認可申請に係る意見」でございまして、上記3. の「審査結果」を踏まえまして、委員会として、経済産業大臣が本申請に係る認可をすることに異存はない旨、経済産業大臣に回答することとしたいということでございます。

以下のページで、予算関連の申請書類ですとか、事業計画等の書類をつけさせていただいておりますが、説明については割愛をさせていただきたいと思っております。

以上が3-1の説明になります。

続きまして、3-2ですね。「電力広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可について」でございます。

こちらについては、3月6日付けで広域機関より業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可申請がありまして、13日付けで委員会に意見聴取があったところ、回答について御審議をいただきたいということでございます。

23行目以降に、「変更の内容」について記載をしております。

まず、「運用容量及びマージンの算出スケジュールに関する規定の変更（業務規程）」でございますけれども、こちらにつきましては、広域機関が地域間連系線の管理を行うために、業務規程及び送配電等業務指針に則り、毎年2月末日までに、翌年度以降の長期計画及び年間計画における運用容量及びマージンを算出しているということでございます。

また、広域機関は、電力設備の点検や修繕等の作業を実施するための電力設備の停止に関する2か年度分の計画の調整や、実需給年度の2年前に容量市場のメインオークションで落札された発電設備等の停止計画の調整について、こちらは毎年8月から12月末に行っているということでございます。

この作業停止計画や容量停止計画の調整については、地域間連系線の運用容量等の算出に関連するものであることから、これらの業務をより一体的に実施することを目的に、第2回運用容量検討会及び第3回マージン検討会において、地域間連系線の運用容量及びマージンの算出スケジュールを、毎年2月末から1月末に前倒しすることが整理されたということございまして、これに基づきまして、(主なルール整備事項)として、作業停止計画及び容量停止計画の調整スケジュールと合わせる形で、運用容量及びマージンの算出スケジュールに関する規定を見直すというのが1点目でございます。

次に(2)で「連系線利用登録に関する経過措置の終了に伴う規定の変更(業務規程、送配電等業務指針)」ということございまして、こちらは、2018年10月に連系線の利用ル

ールが変更され、先着優先から間接オークションへ変更されておりますけれども、この際に、2016年度に登録された長期連系線利用計画、こちらは最長10年間の計画になっておりまして、こちらを対象に経過措置の規定が設けられていたということでございます。

当該経過措置は、最長2025年度までの連系線利用登録が対象であるということ、2026年3月31日をもって終了することから、当該規定を削除するということでございます。

(3)が、「その他規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）」ということで、用語等について、記載の適正化を行うといったもので、(規定⇒規程)といったような修正を行っているということでございます。

54行目「認可申請に係る意見」でございますけれども、業務規程及び送配電等業務指針の変更案の内容について、審査基準に照らして特段の問題はないと認められるため、資料3-2-3及び資料3-2-4のとおり、委員会として、当該認可を行うことに異存がない旨を経済産業大臣に回答することとしたいということでございます。

私からの説明は以上になります。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。——御意見ございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

特に御意見がないようですので、事務局から御説明がありました対応方針のとおり、委員会として経済産業大臣へ意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり、委員会として経済産業大臣へ意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

○黒田NW事業監視課長 ありがとうございます。

○横山委員長 それでは、続きまして、議題の2「卸電力取引所の令和8年度事業計画及び収支予算の認可、業務規程の変更認可について」に関しまして、事務局から御説明を、よろしくお願いいたします。

○石井取引制度企画室長 本件は、「卸電力取引所の来年度の事業計画と収支予算の認可」、それと、「業務規程の変更認可」に関する件でございます。

まず、「事業計画と収支予算について」ですけれども、14行目にございますように、電事法に基づいて、毎年度JEPXは事業開始前に事業計画と収支予算について、経済産業大臣の認可を受けることとなっております、大臣は、当委員会に意見聴取することとされています。3月19日付けで大臣から当委員会に対して意見聴取がされまして、今回、認可について異存ない旨、回答したいと考えております。

2ページ目でございます。

令和8年度の「事業計画の概要」でございますが、大きく2)の「基幹インフラとしての事業基盤の整備」と、次のページに出てまいりますけれども、3)「市場運営の信頼性確保と新しい課題への対応」という、この2つの点で構成されておまして、まず、2)でございますが、2)については、組織運営体制・ガバナンスシステムで構成をされています。

これまでの取組成果を踏まえまして、おのおの(イ)以降に、26年度の取組の概要を示しておりますけれども、業務の高度化・専門化への対応、それから、サイバーセキュリティ対応、人材育成・確保の取組を進めるとされております。

また、新システムへの切り替えについて、会員のサポートを適切に実施するといったような内容となっております。

そして、3)でございます。3)については、市場やルールを理解していない状況で取引される場合もあることから、昨年末に、この委員会でも取り上げさせていただきましたけれども、注意喚起など、基本的な啓発活動を進めていくことにしております。

また、「市場監視の充実」としまして、4ページ目でございますが、「市場監視ツールの最適化」、それから、最新技術を活用した市場監視機能の開発、外部専門家と連携して市場支配力の分析、それから、監視ツールの強化に取り組んでいくとしています。

126行目の(2)でございますけれども、154行目以降にあります審査基準に基づきまして、この事業計画について、128行目の辺りから見ていただければと思いますが、中長期的視点から取り組むべき課題が検討され、組織全体のガバナンス向上や業務高度化、それからサイバーセキュリティ対策、人材育成・確保の実施が記載されており、また、新システムの切り替えに際して、適切なサポートを提供していく旨が明記されております。

また、ルールの理解促進や国の監視当局とも連携しつつ、恒常的に取り組む旨、記載されています。

以上から、139行目、当該年度の運営方針が記載されており、取引機会の拡大及び適切な

価格形成に資し、市場開設業務の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないことから、適正なものとして認められると考えております。

ただ、143行目以降に記載しておりますように、昨年末の委員会においても御説明しましたとおり、例えばキロとメガの単位間違いといったことによる誤入札事象も発生しております。そういったことを防止していくことは重要でありまして、事業計画に記載の注意喚起などの基本的な啓発活動の一つとして、取引システム上での対応可能性についての検討を求めることとしてはどうかと考えております。

続いて、「予算」に移らせていただきます。6ページ目でございます。

「収支予算」についてですけれども、こちらの表にありますように、昨年度と比較をしまして、収入は約9億円の増、支出については約1億円の増となっております。

7ページ目でございますけれども、「収支予算の審査」については、198行目に記載しておりますが、(参考)としまして、勘定の適切な整理がなされているか、それから市場間値差が他の収益から実質的に区分されているか等になります。

その上で、173行目からですけれども、183行目のとおり、いずれも問題がないと考えております。

以上から、192行目でございます。審査基準で定められました方針に基づいて整理されており、審査基準に照らして適正と考えられるとしております。

これらを踏まえまして、208行目でございます。事業計画等収支予算について、認可に異存がない旨を大臣に回答したいと考えておりまして、資料4-1-8のとおり、委員長名で経済産業大臣に対して、認可することに異存はないと。ただし、ということで、先ほど申し上げましたように、「事業計画で記載の昨今の誤入札事例等を踏まえた入札参加者への注意喚起など基本的な啓発活動の実施に当たって」ということで、具体的な取組についての検討を求めるという形で記載してございます。

続きまして、資料4-2「卸電力取引所の業務規程の変更認可」について、御説明をいたします。

こちらは、事業計画と同様に、14行目から19行目にありますように、業務規程の変更に当たっても、大臣の認可が必要でありまして、認可に際して、大臣は当委員会に意見聴取することとされております。

今回の「変更内容」でございますけれども、21行目以降でございます。スポット市場の新システム導入に係るものとして、成行入札、それから入札受付時間の変更、入札ごとの

受渡契約コード等の5項目に加えまして、2ページ目でございますけれども、組織体制の見直しですが、これは、過去の制度設計専門会合における指摘を踏まえて、市場監視室を独立させる措置でして、そのほかに、間接オークションの経過措置の終了に係るもの、間接送電権の取引の一部見直しに係るものとなっております、これらは、エネ庁の電・ガ小委や制度作業部会の内容を踏まえたものとなっております。

以上から、76行目でございますけれども、3. で「本件に関する対応方針案」でございます。

今回の業務規程の変更は、新システムの導入に伴う変更や、これまでの制度設計専門会合や電・ガ小委、制度検討作業部会の議論を踏まえたものとなっております、審査基準に照らしても問題ないものと考えております。

したがいまして、3ページ目でございますけれども、87行目以降に記載のとおり、異存ない旨、大臣へ回答することとしたいと考えております。

以上でございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

それでは、岩船委員から、どうぞよろしくお願ひいたします。

○岩船委員 説明ありがとうございました。

誤入札に対するシステム対応の件で、しっかり記載をしていただいて感謝したいと思います。もちろん参加者にいろいろな注意喚起をしていくことは重要だと思いますけれども、やはりシステムで対応できるものは、なるべくしっかり対応していくべきかなと思いますので、今後、改修の状況も含めて丁寧に監視していただければと思います。

以上です。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、武田委員から、どうぞよろしくお願ひいたします。

○武田委員 ありがとうございます。

私も、岩船先生の御主張、御意見と同じですけれども、誤入札の影響は大変大きいですし、そもそも事業計画の審査に当たっては、計画に具体性が必要なわけでありまして、その点からも、「システム対応」という具体的な記述は必要であると思います。事務局案を支持したいと思います。

以上です。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。――事務局から、2人の御意見に対して何かありますか。

○石井取引制度企画室長　　岩船委員、武田委員、どうもありがとうございます。

昨年末も委員会で取り上げさせていただきましたけれども、誤入札への対応は、極めて大事だと思っておりますので、我々としてもしっかりと対応してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ほかに御質問、御意見よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありました対応方針のとおり、委員会として経済産業大臣へ意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり、委員会として経済産業大臣へ意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の3「ガス小売経過措置料金規制に係る経済産業大臣からの意見の求めに対する回答について」に関しまして、引き続き、事務局・石井室長から御説明をよろしくお願いいたします。

○石井取引制度企画室長　　「ガス小売経過措置料金規制に係る経済産業大臣からの意見の求めに対する回答について」、御説明をいたします。

13行目、「経緯」のところですが、2017年4月のガス小売全面自由化後、料金は原則自由とされましたけれども、大臣が指定した区域においては、小売料金規制が存置されています。そして、指定事由がなくなると認めるときは解除するとされています。

19行目以降ですが、2020年11月に、東京瓦斯、大阪瓦斯、東邦瓦斯の指定解除について、大臣から当委員会に意見の求めがありまして、当委員会での審議を経まして、2021年の1月に、「将来にわたって適正な競争環境を確保するための必要な取組について意思表示が必要」という意見回答をしています。

それを受けまして、2021年の3月10日に、電・ガ小委で3社による意思表示が報告されて、指定解除についての異論はなかった」となっています。

しかし、34行目ですけれども、遅くとも2016年から2021年までの間、東邦瓦斯は受注に関する調整を行っていたとして、公取委の立入検査が実施されました。

その経緯を踏まえて、2021年4月の電・ガ小委では、東京瓦斯と大阪瓦斯については指定期限が了承されましたけれども、東邦瓦斯については、公取委の調査結果が明らかになった後に、解除可否を判断するとされました。

そして、2024年の7月に経済産業大臣が東邦瓦斯に対して業務改善命令を実施し、その後、当委員会において同社の改善計画の実施状況についてフォローアップをし、2025年9月の専門会合にて、そのフォローアップが終了しております。

これを受けまして、46行目からですけれども、2025年10月の基盤構築小委で改めて競争状況を確認した上で、解除可否に係る議論を行うとされまして、今年1月のワーキンググループでパブコメの結果や、当委員会への意見聴取の結果を踏まえて、解除可否を総合的に判断するとされました。

56行目の2. ですけれども、今回の「意見回答」につきましては、今申し上げました経緯に加えまして、第13回の制度設計・監視専門会合で、計3回のフォローアップを終えて、東邦瓦斯では、再発防止のための取組を着実に実施しているとの評価を行っております。

これを踏まえまして、別途、(案)として資料5-2をつけておりますけれども、解除について異存ない旨を回答したいと考えております。

その上で、62行目の3. ですが、「今後の当委員会事務局の対応」としまして、解除された場合には、その後3年間は、小売料金の水準について特別な事後監視を実施するとともに、特にスタートアップ卸の実施状況等についてモニタリングを行って、必要な措置を検討していくこととしたいと考えております。

資料5-2は、この後につけておりますけれども、委員長から経済産業大臣に対する回答(案)でございます。

以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いをいたします。

いかがでしょうか。――特にございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありました対応方針のとおり、委員会として経済産業大

臣へ意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり、委員会として経済産業大臣へ意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

予定していた議事は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田上総務課長　ありがとうございます。

議事録につきましては、案が出来次第お送りしますので、御確認のほどを、よろしくお願いたします。

事務局からは、以上でございます。

○横山委員長　どうもありがとうございました。

それでは、これにて委員会を終了といたします。

——了——